

平成23年5月20日

各位

長野県信用農業協同組合連合会

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
第7条第1項に規定する説明書類の訂正について

長野県信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 花岡 佳市）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます）の第7条第1項に規定する説明書類を、平成22年11月12日に公表いたしました。その内容の一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類（別表1～2）の概要

（平成22年4月1日～平成22年6月末累計）

【訂正前】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	54	4,434	39	2,921	2	394	10	880	3	236

【訂正後】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	56	4,498	41	2,985	2	394	10	880	3	236

（平成22年7月1日～平成22年9月末累計）

【訂正前】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	74	7,090	58	5,643	2	394	9	725	5	325

【訂正後】

（単位：件、百万円）

	申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	76	7,408	60	5,707	2	394	9	979	5	325

※「住宅資金借入者」については、訂正はありません。

※下線部が訂正箇所です。

なお、平成23年5月13日公表資料につきましては、上記訂正を反映させた数値を掲載しております。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数および額

[債務者が中小企業者である場合]

(金額単位：百万円)

	平成22年6月末				平成22年9月末			
	訂正前		訂正後		訂正前		訂正後	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数および額	54	4,434	56	4,498	74	7,090	76	7,408
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の件数および額	47	4,390	49	4,454	64	7,022	66	7,340
うち、実行に係る貸付債権の件数および額	35	2,893	37	2,957	50	5,587	52	5,651
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の件数および額	2	394	2	394	2	394	2	394
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数および額	7	865	7	865	7	714	7	968
うち、取下げに係る貸付債権の件数および額	3	236	3	236	5	325	5	325
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の件数および額	7	44	7	44	10	68	10	68
うち、実行に係る貸付債権の件数および額	4	28	4	28	8	56	8	56
うち、謝絶に係る貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数および額	3	15	3	15	2	11	2	11
うち、取下げに係る貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0

※下線部が訂正箇所です。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数および額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(金額単位：百万円)

	平成22年6月末				平成22年9月末			
	訂正前		訂正後		訂正前		訂正後	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数および額	<u>24</u>	<u>2,415</u>	<u>26</u>	<u>2,479</u>	<u>25</u>	<u>2,540</u>	<u>28</u>	<u>2,869</u>
うち、実行に係る貸付債権の件数および額	<u>18</u>	<u>1,419</u>	<u>20</u>	<u>1,483</u>	<u>21</u>	<u>2,007</u>	<u>23</u>	<u>2,071</u>
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の件数および額	2	394	2	394	2	394	2	394
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の件数および額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数および額	4	601	4	601	<u>1</u>	<u>124</u>	<u>2</u>	<u>389</u>
うち、取下げに係る貸付債権の件数および額	0	0	0	0	1	13	1	13

※下線部が訂正箇所です。